

応募にあたってのQ&A

Q 1. この事業は今年度限りですか

A. 現時点では、本事業の終了予定はありません。

Q 2. 応募フォームへの入力以外に手続きはありますか

A. 原則ございません。ただし、生活保護受給者へのサービス提供に係る支払方法の変更にあって、手続きが生じる場合がございます。該当する場合は、別途ご案内いたします。

Q 3. 利用開始にあたって、サービス内容のチェックはいつ・誰がするのですか

A. 利用開始にあたって、事前にご利用者から健康推進課へご申請いただき、同課でサービス内容の確認をします。チラシの「ご利用の流れ」をご参照ください。

Q 4. 介護保険サービスのようにプラン等は作成しないのでしょうか

A. 「Q 3」のとおり、利用開始にあたって、ご利用者の申請に基づき、健康推進課でサービス内容等の確認を行います（詳細は別途案内）。

Q 5. ちらしに「介護保険法のサービスではないものも、認められる場合がある」と記載があるが、どういったことでしょうか

A. ご利用者にとって必要なサービスと確認できた場合は、介護保険外サービスも補助支援の対象に含めることを想定しています。

Q 6. 利用料金の設定にルールや決まりはありますか

A. 原則ございません（自費サービスのため）。

Q 7. 住宅改修は対象外でしょうか

A. お見込みのとおりです。